

内部監査の実施状況について
(平成26年度分)

青森労働局

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室 (総務課は局間監査 12月11日～ 12日)	平成26年10月2日 から11月14日にか けて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関 する事項 ・管理事務に関する 事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿への表示記載漏れ等の 軽微なものを、要改善事項とし て指示した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要改善事項については、局長 名による文書で改善を指示し、 今後は適正な事務処理を行うこ ととする。
青森労働基準監督 署 他5署	平成26年10月22 日から11月27日にか けて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関 する事項 ・管理事務に関する 事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿への表示記載漏れ等の 軽微なものを、要改善事項とし て指示した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要改善事項については、局長 名による文書で改善を指示し、 今後は適正な事務処理を行うこ ととする。
青森公共職業安定 所 他8所 (出張所1所含む。)	平成26年10月20 日から11月20日 にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関 する事項 ・管理事務に関する 事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員等活動実績報告書に誤 りが認められた。 ・出勤簿への表示記帳漏れ等の 軽微なものを、要改善事項とし て指示した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を確認し、通勤手当 の回収措置を講じた。 ・要改善事項については、局長 名による文書で改善を指示し、 今後は適正な事務処理を行うこ ととする。